

平成十九年六月十五日受領
答弁第三六〇号

内閣衆質一六六第三六〇号

平成十九年六月十五日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

衆議院議長 河野 洋 平 殿

衆議院議員鈴木宗男君提出在グアテマラ大使館に配置されていた日本画「水仙」の消失に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出在グアテマラ大使館に配置されていた日本画「水仙」の消失に関する質問
に対する答弁書

一について

外務省として、御指摘の記事については承知している。

二について

物品管理簿においては、御指摘の「水仙」に係る記載がなされている。

三について

御指摘の「水仙」は、一万九千円にて購入したものであるが、取得の経緯に係る記録が残っていないため、購入時期についてお答えすることは困難である。

四、五、七及び八について

御指摘の「水仙」は、物品管理法（昭和三十一年法律第百十三号）等に基づき、物品管理官による不用の決定を経て廃棄された。御指摘の「水仙」を廃棄した時点でのグアテマラ国駐箚特命全権大使は上野景文であり、同氏は現在バチカン国駐箚特命全権大使である。

六について

外務省として、御指摘の「水仙」の管理体制は適切であったと考える。